

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うこととするため、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第64号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 幼保連携型認定こども園が学校および児童福祉施設としての位置づけを持つ単一の施設とされたことに伴い、幼保連携型認定こども園の保育所の部分に適用されていた基準の特例を廃止することとします。(付則、別表第5関係)
- (2) 保育所の設備および運営に関する基準について、次のとおり見直しを行うこととします。(別表第5関係)
  - ア 乳児室等を4階以上に設ける場合における避難用階段などの設置要件を見直すこととします。
  - イ 設置者は、保育所ごとに、当該保育所の運営に関する規程を定めなければならないこととします。
  - ウ 設置者は、保育所の運営について自ら評価を行い、常にその改善を図るとともに、定期的に外部の者による評価を受け、これらの評価の結果を公表するよう努めなければならないこととします。
- (3) その他
  - ア この条例は、平成28年4月1日までの間において規則で定める日から施行することとします。
  - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 26 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一  
部を改正する条例

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成  
24 年滋賀県条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

付則中第 3 項から第 7 項までを削り、第 8 項を第 3 項とし、第 9 項を第 4 項とし、第 10 項を  
第 5 項とする。

別表第 1 第 8 項第 4 号中「保育の実施」の右に「もしくは法第 24 条第 5 項もしくは第 6 項の  
規定による措置」を加え、同表第 10 項中「設置者」の右に「（保育所の設置者を除く。）」  
を加える。

別表第 3 第 2 項第 1 号ク中「学校教育法」の右に「（昭和 22 年法律第 26 号）」を加える。

別表第 5 第 1 項第 4 号イの表中

「 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に定める構造を有する  
屋外階段

を

「 (1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは外気に向かって開  
くことのできる窓もしくは排煙設備（建築基準法施行令第  
123 条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方  
法を用いるものその他排煙上有効なものに限る。）を有す  
る付室を通じて連絡されている場合における同条第 1 項各  
号ならびに同条第 3 項第 2 号、第 3 号および第 9 号に定め  
る構造を有する屋内階段（建築物の 1 階から乳児室等が設  
けられている階までの部分に限る。）

に改め、

(2) 建築基準法施行令第 123 条第 3 項各号に定める構造を  
有する屋内階段  
(3) 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾  
斜路  
(4) 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に定める構造を  
有する屋外階段

同項第 5 号中「調理機能を有する設備」を「機能を有する調理用器具」に改め、別表第 5 第 2 項

第2号ウおよびエを次のように改める。

ウ 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を20で除して得た数

エ 満4歳以上の幼児 おおむね当該幼児の数を30で除して得た数

別表第5中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

## 5 運営規程の整備

(1) 設置者は、保育所ごとに、当該保育所の運営に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めること。

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 保育所の目的および運営の方針

イ 職員の職種、員数および職務の内容

ウ 保育を行う日および時間ならびに保育を行わない日

エ 利用定員

オ 保育の内容ならびに保護者から受領する費用の種類およびその額ならびに当該保護者に費用の支払を求める理由

カ 保育所の利用の開始および終了に関する事項ならびに利用に当たっての留意事項

キ 緊急時における対応方法

ク 非常災害対策

ケ 虐待の防止のための措置に関する事項

コ その他保育所の運営に関する重要事項

(3) 前号エの利用定員は、次に掲げる乳児または幼児の区分ごとに定めること。

ア 乳児

イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児

ウ 満3歳以上の幼児

## 6 運営の評価等

(1) 設置者は、保育所の運営について、自ら評価を行い、常にその改善を図ること。

(2) 設置者は、保育所の運営について、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図るよう努めること。

(3) 設置者は、前2号の規定による評価の結果を公表するよう努めること。

## 付 則

この条例は、平成28年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第6条 省略 別表第1～別表第4 省略 付 則 (施行期日) 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (保育所の職員の特例) 2 入所させる乳児の数が4人以上である保育所における別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師または看護師を、1人に限り、保育士とみなす。 (特例幼児連携保育所の特例) 3 滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成18年滋賀県条例第70号） <u>別表第2に定める要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）（その運営の実績その他により適正な運営が確保されっていると認められるものに限る。）と幼児連携施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第3条第3項に規定する幼児連携施設をいう。以下同じ。）を構成するよう保育所を新たに設置し、または移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼児連携保育所」という。）の保育室または遊戯室については、当該幼児連携施設の園舎の面積（乳児または満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設および設備の面積ならびに満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設および設備の面積を除く。）が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であるときは、当分の間、別表第5第1項第3号イ（ア）の規定は、適用しない。</u></p>	<p>第1条～第6条 省略 別表第1～別表第4 省略 付 則 (施行期日) 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (保育所の職員の特例) 2 入所させる乳児の数が4人以上である保育所における別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師または看護師を、1人に限り、保育士とみなす。 (削除)</p>

学級数	面積
1 学級	180平方メートル
2 学級以上	320平方メートルに、100平方メートルに学級数から2を減じた数を乗じて得た面積を加えた面積

4 特例幼児保連携保育所の屋外遊戯場（当該特例幼児保連携保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）については、当該特例幼児保連携保育所が構成する幼児保連携施設の屋外遊戯場および運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児について別表第5第1項第3号ウの規定により算定した面積とを合計した面積以上であるときは、当分の間、同号ウの規定は、適用しない。

学級数	面積
2 学級以下	330平方メートルに、30平方メートルに学級数から1を減じた数を乗じて得た面積を加えた面積
3 学級以上	400平方メートルに、80平方メートルに学級数から3を減じた数を乗じて得た面積を加えた面積

5 特例幼児保連携保育所であつて、満3歳以上の幼児につき別表第5第2項第2号に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同号の規定（満3歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する当該特例幼児保連携保育所が構成する幼児保連携施設の職員（当該特例幼児保連携保育所の設置または移転の後に新たに採用された者を除く。）であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性、能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

6 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。ただし、当分の間、相当な期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。

7 第2項から前項までの規定は、滋賀県認定こども園の認定に関する条例

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

別表第2に定める要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、または移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第5項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

8 省略

9 省略

10 省略

別表第1（第6条関係）

1～7 省略

8 健康診断

(1)～(3) 省略

(4) 施設長は、第1号の健康診断をした医師に、その結果必要な事項を母子健康手帳または入所者の健康を記録する表に記入させるとともに、必要に応じ、入所の措置または助産の実施、母子保護の実施もしくは保育の実施を解除し、または停止する等必要な手続を執ること。

(5) 省略

9 省略

10 設置者は、次に掲げる事項について必要な規程を設けること。

(1) 入所者の援助に関する事項

(2) 施設の管理に関する事項

11～14 省略

別表第2（第6条関係） 省略

別表第3（第6条関係）

乳児院の設備および運営に関する基準

3 省略

4 省略

5 省略

別表第1（第6条関係）

1～7 省略

8 健康診断

(1)～(3) 省略

(4) 施設長は、第1号の健康診断をした医師に、その結果必要な事項を母子健康手帳または入所者の健康を記録する表に記入させるとともに、必要に応じ、入所の措置または助産の実施、母子保護の実施もしくは保育の実施もしくは法第24条第5項もしくは第6項の規定による措置を解除し、または停止する等必要な手続を執ること。

(5) 省略

9 省略

10 設置者（保育所の設置者を除く。）は、次に掲げる事項について必要な規程を設けること。

(1) 入所者の援助に関する事項

(2) 施設の管理に関する事項

11～14 省略

別表第2（第6条関係） 省略

別表第3（第6条関係）

乳児院の設備および運営に関する基準

<p>1 設備 省略</p> <p>2 職員</p> <p>(1) 前項第1号の乳児院 ア～キ 省略</p> <p>ク 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(旧大学令第388号)の規定による大学を含む。別表第6第2項第2号カ(ア)、別表第7第2項第8号エ、別表第12第2項第5号および別表第13第1項第6号エにおいて同じ。)の学部において、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有する者とすること。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>3～7 省略</p> <p>別表第4(第6条関係) 省略</p> <p>別表第5(第6条関係)</p>	<p>1 設備 省略</p> <p>2 職員</p> <p>(1) 前項第1号の乳児院 ア～キ 省略</p> <p>ク 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(旧大学令第388号)の規定による大学を含む。別表第6第2項第2号カ(ア)、別表第7第2項第8号エ、別表第12第2項第5号および別表第13第1項第6号エにおいて同じ。)の学部において、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有する者とすること。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>3～7 省略</p> <p>別表第4(第6条関係) 省略</p> <p>別表第5(第6条関係)</p>	<p>1 設備</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室(以下「乳児室等」という。)を2階に設ける建築物にあっては次のア、イおよびカに掲げる要件に、乳児室等を3階以上に設ける建築物にあっては次のイからクまでに掲げる要件に、それぞれ該当するものとする。</p> <p>ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。</p> <p>イ 次の表の左欄に掲げる乳児室等が設けられている階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備のいずれかが1以上設けられていること。</p>
<p>1 設備 省略</p> <p>2 職員</p> <p>(1) 前項第1号の乳児院 ア～キ 省略</p> <p>ク 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(旧大学令第388号)の規定による大学を含む。別表第6第2項第2号カ(ア)、別表第7第2項第8号エ、別表第12第2項第5号および別表第13第1項第6号エにおいて同じ。)の学部において、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有する者と認められる者とすること。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>3～7 省略</p> <p>別表第4(第6条関係) 省略</p> <p>別表第5(第6条関係)</p>	<p>1 設備</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室(以下「乳児室等」という。)を2階に設ける建築物にあっては次のア、イおよびカに掲げる要件に、乳児室等を3階以上に設ける建築物にあっては次のイからクまでに掲げる要件に、それぞれ該当するものとする。</p> <p>ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。</p> <p>イ 次の表の左欄に掲げる乳児室等が設けられている階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備のいずれかが1以上設けられていること。</p>	

階	区分	施設または設備
2階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段 (1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段(建築物の1階から2階までの部分に限る。) (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (3) 待避上有効なバルコニー (4) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 (5) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 屋外階段
3階	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 屋外階段 (1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令第123条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段(建築物の1階から3階までの部分に限る。) (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 (4) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 屋外階段

階	区分	施設または設備
2階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段 (1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段(建築物の1階から2階までの部分に限る。) (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (3) 待避上有効なバルコニー (4) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 (5) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 屋外階段
3階	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 屋外階段 (1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは付室を通じて連絡されている場合における建築基準法施行令第123条第1項各号ならびに同条第3項第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段(建築物の1階から3階までの部分に限る。) (2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 (4) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段 (2) 屋外階段



常用	<p>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段</p> <p>(2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段</p>
4階以上	<p>建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段</p>
避難用	

ウ イの表の右欄に掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等の各室からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理室（次に掲げる要件のいずれかにかに該当するものを除く。エにおいて同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床もしくは壁または建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房または冷房の設備の風道が当該床もしくは壁を貫通する部分またはこれに近接する部分には、防火上有効なダンパーを設けなければならない。

(ア) スプリングラウー設備その他これに類するもので自動式のものが

常用	<p>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に定める構造を有する屋内階段</p> <p>(2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段</p>
4階以上	<p>(1) 屋内と階段室とがバルコニーまたは外気に向かつて開くことのできる窓もしくは排煙設備（建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他排煙上有効なものに限る。）を有する付室を通じて連絡されている場合における同条第1項各号ならびに同条第2号、第3号および第9号に定める構造を有する屋内階段（建築物の1階から乳児室等が設けられている階までの部分に限る。）</p> <p>(2) 建築基準法施行令第123条第3項各号に定める構造を有する屋内階段</p> <p>(3) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>(4) 建築基準法施行令第123条第2項各号に定める構造を有する屋外階段</p>
避難用	

ウ イの表の右欄に掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、乳児室等の各室からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理室（次に掲げる要件のいずれかにかに該当するものを除く。エにおいて同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床もしくは壁または建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房または冷房の設備の風道が当該床もしくは壁を貫通する部分またはこれに近接する部分には、防火上有効なダンパーを設けなければならない。

(ア) スプリングラウー設備その他これに類するもので自動式のものが

設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁および天井の室内に面する部分は、不燃材料で覆われていること。  
カ 乳幼児が入りし、または通行する場所には、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具または非常警報設備および消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものは、防火処理が施されていること。

(5) 次に掲げる要件を満たす保育所の設置者は、別表第1第7項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所の設置者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

ア～エ 省略

(6) 省略

## 2 職員

(1) 省略

(2) 保育士の数は、次のアからエまでに掲げる乳児または幼児の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数以上とすること。ただし、保育士の数は、開所時間を通じて常時2人を下ることはできない。

ア 乳児 おおむね乳児の数を3で除して得た数

イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を6で除して得た数

ウ 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を20で除

設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁および天井の室内に面する部分は、不燃材料で覆われていること。  
カ 乳幼児が入りし、または通行する場所には、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具または非常警報設備および消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものは、防火処理が施されていること。

(5) 次に掲げる要件を満たす保育所の設置者は、別表第1第7項第1号の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所の設置者は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な加熱、保存等の調理機能を有する調理用器具を備えなければならない。

ア～エ 省略

(6) 省略

## 2 職員

(1) 省略

(2) 保育士の数は、次のアからエまでに掲げる乳児または幼児の区分に応じ、当該アからエまでに定める数を合計した数以上とすること。ただし、保育士の数は、開所時間を通じて常時2人を下ることはできない。

ア 乳児 おおむね乳児の数を3で除して得た数

イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を6で除して得た数

ウ 満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね当該幼児の数を20で除

して得た数（認定こども園（就学前保育等推進法第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、おおむね短時間利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する幼児をいう。以下同じ。）の数を35で除して得た数と長時間利用児（1日に8時間程度利用する幼児をいう。以下同じ。）の数を20で除して得た数とを合計した数）

エ 満4歳以上の幼児 おおむね当該幼児の数を30で除して得た数と長時間利用児の数を30で除して得た数とを合計した数

(3) 省略

3 省略

4 法第56条第3項の規定による徴収金および就学前保育等推進法第13条第4項後段の保育料（以下この項において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る乳幼児について提供する役務（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から料金の支払を受ける場合にあっては、当該料金の額は、当該役務の提供に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めること。

5 保育は、養護および教育を一体的に行い、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うこと。

して得た数

エ 満4歳以上の幼児 おおむね当該幼児の数を30で除して得た数

(3) 省略

3 省略  
(削除)

4 保育は、養護および教育を一体的に行い、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うこと。

5 運営規程の整備

(1) 設置者は、保育所ごとに、当該保育所の運営に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めること。

(2) 運営規程には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 保育所の目的および運営の方針

イ 職員の職種、員数および職務の内容

ウ 保育を行う日および時間ならびに保育を行わない日

エ 利用定員

オ 保育の内容ならびに保護者から受領する費用の種類およびその額ならびに当該保護者に費用の支払を求める理由

<p>カ 保育所の利用の開始および終了に関する事項ならびに利用に当たつての留意事項</p> <p>キ 緊急時における対応方法</p> <p>ク 非常災害対策</p> <p>ケ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>コ その他保育所の運営に関する重要事項</p> <p>(3) 前号エの利用定員は、次に掲げる乳児または幼児の区分ごとに定めること。</p> <p>ア 乳児</p> <p>イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児</p> <p>ウ 満3歳以上の幼児</p> <p>6 運営の評価等</p> <p>(1) 設置者は、保育所の運営について、自ら評価を行い、常にその改善を図ること。</p> <p>(2) 設置者は、保育所の運営について、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図るよう努めること。</p> <p>(3) 設置者は、前2号の規定による評価の結果を公表するよう努めること。</p> <p>7 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と連絡をとり、保育の内容について、その保護者の理解および協力を得るよう努めること。</p> <p>別表第6以下 省略</p>	<p>6 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と連絡をとり、保育の内容について、その保護者の理解および協力を得るよう努めること。</p> <p>別表第6以下 省略</p>
--	---